

第 107 期 決算公告

平成 21 年 6 月 25 日

山形県鶴岡市本町一丁目 9 番 7 号
株式会社 荘内銀行
代表執行役頭取 國井 英夫

貸借対照表 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け	26,251	預 金	801,708
現 金	18,867	当 座 預 金	15,092
預 け	7,383	普 通 預 金	281,587
コ ー ル ロ ー ン	10,687	貯 蓄 預 金	8,547
買 入 金 銭 債 権	1,068	通 知 預 金	6,540
商 品 有 価 証 券	155	定 期 預 金	472,334
商 品 国 債	99	定 期 積 金	6,504
商 品 地 方 債	56	そ の 他 の 預 金	11,100
金 銭 の 信 託	964	譲 渡 性 預 金	27,767
有 価 証 券	160,234	コ ー ル マ ネ ー	30,940
国 債	57,204	借 用 金	5,800
地 方 債	21,409	社 債	9,500
株 式	16,866	そ の 他 負 債	6,428
そ の 他 の 証 券	19,346	未 決 済 為 替 借	74
貸 出 金	45,409	未 払 法 人 税 等	83
割 引 手 形 付 付	693,108	未 払 費 用	1,419
手 形 貸 付	3,897	前 受 収 益	510
証 書 貸 付	36,011	従 業 員 預 り 金	244
当 座 貸 越	578,641	給 付 補 て ん 備 金	8
外 国 為 替	74,557	金 融 派 生 商 品	67
外 国 他 店 預 け	1,530	リ ー ス 債 務	324
買 入 外 国 為 替	1,528	そ の 他 の 負 債	3,696
取 立 外 国 為 替	0	退 職 給 付 引 当 金	1,420
そ の 他 資 産	1	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	69
未 決 済 為 替 貸	3,880	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	785
前 払 費 用	69	支 払 承 諾	7,438
未 収 収 益	48	負債の部合計	891,859
金 融 派 生 商 品	1,165	(純資産の部)	
そ の 他 の 資 産	48	資 本 金	14,200
有 形 固 定 資 産	2,549	資 本 剰 余 金	12,056
建 物	12,666	資 本 準 備 金	12,056
土 地	5,415	利 益 剰 余 金	10,886
リ ー ス 資 産	6,314	利 益 準 備 金	2,447
建 設 仮 勘 定	320	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,438
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	0	別 途 積 立 金	15,710
無 形 固 定 資 産	615	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 7,271
ソ フ ト ウ ェ ア	1,180	自 己 株 式	△ 444
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,110	株 主 資 本 合 計	36,698
繰 延 税 金 資 産	69	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 9,693
支 払 承 諾 見 返	8,315	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 16
貸 倒 引 当 金	7,438	土 地 再 評 価 差 額 金	1,058
	△ 7,578	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 8,652
		純資産の部合計	28,045
資産の部合計	919,904	負債及び純資産の部合計	919,904

損益計算書

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	22,766
資金運用収益	16,808
貸出金利	15,198
有価証券利息配当	1,524
コールローン利息	42
買入手形利息	0
預け金利息	1
その他の受入利息	40
役員取引等収益	3,913
受入為替手数料	918
その他の役員収益	2,994
その他の業務収益	1,524
外国為替売買益	42
国債等債券売却益	1,025
国債等債券償還益	5
金融派生商品収益	450
その他の業務収益	0
その他の経常収益	520
株式等売却益	367
その他の経常収益	152
経常費用	35,282
資金調達費用	2,880
預金利息	2,465
譲渡性預金利息	148
コールマネー利息	23
借入金利息	82
社債利息	145
金利スワップ支払利息	6
その他の支払利息	9
役員取引等費用	2,203
支払為替手数料	183
その他の役員費用	2,019
その他の業務費用	4,794
商品有価証券売買損	5
国債等債券売却損	507
国債等債券償還損	8
国債等債券償却	4,272
営業経費	14,035
その他の経常費用	11,368
貸倒引当金繰入額	2,817
貸出金償却	8
株式等売却損	1,422
株式等償却	6,247
金銭の信託運用損	69
その他の経常費用	802
経常損	12,516

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	1
固 定 資 産 処 分 益	1
償 却 債 権 取 立 益	0
特 別 損 失	95
固 定 資 産 処 分 損 失	95
税 引 前 当 期 純 損 失	12,609
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	57
法 人 税 等 調 整 額	△ 5,130
法 人 税 等 合 計	△ 5,072
当 期 純 損 失	7,536

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法による算定）、ただし株式については期末日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 5年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で資産査定部署より独立した資産監査部署で監査を行い、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した
額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異（2,710百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜処理によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は320百万円、「その他負債」中のリース債務は324百万円増加し、資金調達費用は8百万円増加、営業経費は4百万円減少、経常損失は3百万円増加、税引前当期純損失は3百万円増加しております。

追加情報

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が910百万円増加、その他有価証券評価差額金が910百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資）総額 24 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 4,328 百万円、延滞債権額は 12,308 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 19 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,131 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 22,787 百万円であります。
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 3,897 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 31,784 百万円
担保資産に対応する債務
コールマネー 30,400 百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 51,216 百万円を差入れております。
また、その他の資産のうち保証金は 427 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、111,368 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 104,146 百万円であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成 11 年 9 月 30 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第 5 号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。
同法律第 10 条に定める再評価を行なった事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計との差額 1,276 百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 7,216 百万円
11. 借入金は全額劣後特約付借入金であります。
12. 社債は全額劣後特約付社債であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,397百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 231円12銭
15. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債権総額 19百万円
16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、ソフトウェア等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- (1) 取得原価相当額
- | | |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 1,747百万円 |
| 無形固定資産 | 227百万円 |
| 合 計 | 1,974百万円 |
- (2) 減価償却累計額相当額
- | | |
|--------|--------|
| 有形固定資産 | 879百万円 |
| 無形固定資産 | 110百万円 |
| 合 計 | 989百万円 |
- (3) 期末残高相当額
- | | |
|--------|--------|
| 有形固定資産 | 867百万円 |
| 無形固定資産 | 116百万円 |
| 合 計 | 984百万円 |
- (4) 未経過リース料期末残高相当額
- | | |
|-----|----------|
| 1年内 | 339百万円 |
| 1年超 | 690百万円 |
| 合 計 | 1,029百万円 |
- (5) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
- | | |
|----------|--------|
| 支払リース料 | 489百万円 |
| 減価償却費相当額 | 440百万円 |
| 支払利息相当額 | 48百万円 |
- (6) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (7) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
17. 関係会社に対する金銭債権総額 1,208百万円
18. 関係会社に対する金銭債務総額 101百万円
19. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 8.88%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|-------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 34百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 14百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 3百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額 | 328百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 803百万円 |
2. 1株当たり当期純損失金額 62円08銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成 21 年 3 月 31 日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	155	△ 0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 21 年 3 月 31 日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
社債	385	655	270	270	—
その他	2,000	1,914	△ 85	—	85
合計	2,385	2,570	185	270	85

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成 21 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの（平成 21 年 3 月 31 日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	10,952	8,688	△ 2,264	49	2,313
債券	85,587	85,766	178	502	323
国債	56,832	57,204	371	483	111
地方債	21,572	21,409	△ 163	4	167
社債	7,182	7,153	△ 29	14	44
その他	48,214	40,606	△ 7,608	51	7,660
合計	144,754	135,060	△ 9,693	602	10,296

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については当事業年度末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、10,373 百万円（うち、その他の証券 7,354 百万円、株式 3,018 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については個々の銘柄の決算日前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額並びにそれ以外については決算日の時価が取得原価に比較して 50%以上下落した場合は全て実施し、30%以上 50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が 910 百万円増加、その他有価証券評価差額金が 910 百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	132,445	1,393	1,929

7. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額（平成 21 年 3 月 31 日現在）

	金額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	24
その他有価証券	
事業債	9,327
非上場株式	10,634
その他（匿名組合出資金等）	2,803
買入金銭債権	27

8. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

9. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成 21 年 3 月 31 日現在）

	1 年以内 （百万円）	1 年超 5 年以内 （百万円）	5 年超 10 年以内 （百万円）	10 年超 （百万円）
債券	9,355	43,154	30,230	12,740
国債	8,012	20,281	16,169	12,740
地方債	530	10,978	9,900	—
社債	812	11,893	4,160	—
その他	1,489	2,582	3,694	20,289
合計	10,844	45,736	33,924	33,029

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成 21 年 3 月 31 日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	964	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成 21 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 21 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	2,339 百万円
退職給付引当金	574
有価証券償却	1,567
その他有価証券評価差額金	3,919
税務上の繰越欠損金	3,516
その他	495
繰延税金資産小計	12,412
評価性引当額	△ 4,096
繰延税金資産合計	8,315
繰延税金資産の純額	8,315 百万円

(ストック・オプション関係)

会社法施行日以前に付与されております旧商法第 280 条ノ 19 第 1 項に基づく新株予約権方式のストック・オプションに関する事項は、次のとおりであります。

1. スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成 12 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 9 名 当行執行役員 11 名 当行従業員及び嘱託 877 名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 2,691,000 株
付与日	平成 12 年 10 月 1 日
権利確定条件	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。
権利行使期間	自 平成 14 年 7 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及び変動状況

① スtock・オプションの数

	平成 12 年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前事業年度末	2,586,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	3,000
未行使残	2,583,000

(注) スtock・オプション数については株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成 12 年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	500
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (円)	—

(関連当事者との取引関係)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第 11 号平成 18 年 10 月 17 日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 13 号平成 18 年 10 月 17 日)を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加え、重要な子会社の役員及びその近親者を開示対象に追加しております。

1. 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	荘銀カード㈱	所有 直接 7.58% 間接 43.12%	役員の兼任 貸出金の被保証	住宅ローン等の 被保証債権 保証料の支払 代位弁済の受入	43,536 245 712	貸出金	261,220

(注) 上記以外につきましても、会社法第 2 条第 3 号に定める子会社との取引はありますが、各取引項目につきまして重要性がないため記載を省略しております。なお、子会社との金銭債権総額及び金銭債務総額につきましては注記事項(貸借対照表関係)の 17. 及び 18. を、収益及び費用につきましては注記事項(損益計算書関係)の 1. を参照願います。

3. 兄弟会社等

該当ありません。

4. 役員及び個人主要株主等

執行役及びその近親者並びに重要な子会社の役員の近親者に対する取引はありますが、取引の性質から見て取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引であるため、開示を省略しております。

(重要な後発事象)

当行は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、当行と株式会社北都銀行(以下「北都銀行」という)の株主総会における承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本年 10 月 1 日をもって、当行の普通株式 1 株に対して共同持株会社(フィデアホールディングス株式会社)の普通株式 1 株を、北都銀行の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 0.15 株を、北都銀行の A 種優先株式 1 株に対して共同持株会社の A 種優先株式 0.15 株をそれぞれ割当て交付することを決議いたしました。

また、同日付けで、株式移転に関する「株式移転計画書」を作成し、両行の経営統合に関する「経営統合に関する協定書」を締結いたしました。

連結貸借対照表 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	26,254	預 金	801,607
コールローン及び買入手形	10,687	譲 渡 性 預 金	27,767
買 入 金 銭 債 権	2,940	コールマネー及び売渡手形	30,940
商 品 有 価 証 券	155	借 用 金	5,839
金 銭 の 信 託	964	社 債	9,500
有 価 証 券	160,916	そ の 他 負 債	10,143
貸 出 金	694,842	退 職 給 付 引 当 金	1,463
外 国 為 替	1,530	睡眠預金払戻損失引当金	69
そ の 他 資 産	4,035	債 務 保 証 損 失 引 当 金	593
有 形 固 定 資 産	13,027	そ の 他 の 引 当 金	33
建 物	5,492	繰 延 税 金 負 債	0
土 地	6,469	再評価に係る繰延税金負債	785
リ ー ス 資 産	326	支 払 承 諾	7,396
建 設 仮 勘 定	0	負債の部合計	896,140
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	738	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	1,230	資 本 金	14,200
ソ フ ト ウ ェ ア	1,157	資 本 剰 余 金	12,056
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	72	利 益 剰 余 金	10,844
繰 延 税 金 資 産	8,727	自 己 株 式	△ 444
支 払 承 諾 見 返	7,396	株主資本合計	36,656
貸 倒 引 当 金	△ 7,894	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 9,693
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 16
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,058
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 8,652
		少 数 株 主 持 分	670
		純資産の部合計	28,674
資産の部合計	924,814	負債及び純資産の部合計	924,814

連結損益計算書

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		23,842
資 金 運 用 収 益	17,059	
貸 出 金 利 息	15,441	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,532	
コーポレートローン利息及び買入手形利息	43	
預 け 金 利 息	1	
そ の 他 の 受 入 利 息	41	
役 務 取 引 等 収 益	4,507	
そ の 他 業 務 収 益	1,691	
そ の 他 経 常 収 益	585	
経 常 費 用		36,544
資 金 調 達 費 用	2,882	
預 金 利 息	2,465	
譲 渡 性 預 金 利 息	148	
コーポレートマネー利息及び売渡手形利息	23	
借 用 金 利 息	82	
社 債 利 息	145	
そ の 他 の 支 払 利 息	16	
役 務 取 引 等 費 用	2,015	
そ の 他 業 務 費 用	4,797	
営 業 経 費	14,649	
そ の 他 経 常 費 用	12,199	
貸 出 金 償 却	66	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,894	
そ の 他 の 経 常 費 用	9,239	
経 常 損 失		12,701
特 別 利 益		6
固 定 資 産 処 分 益	1	
償 却 債 権 取 立 益	0	
そ の 他 の 特 別 利 益	4	
特 別 損 失		95
固 定 資 産 処 分 損	95	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		12,790
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	120	
法 人 税 等 調 整 額	△ 5,254	
法 人 税 等 合 計		△ 5,133
少 数 株 主 損 失		122
当 期 純 損 失		7,533

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 5社

　　荘銀事務サービス株式会社

　　荘銀カード株式会社

　　株式会社荘銀ベンチャーキャピタル

　　株式会社荘銀総合研究所

　　株式会社 I S B コンサルティング

　　なお、株式会社 I S B コンサルティングの株式取得により、当連結会計年度から連結しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 一社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 一社

(2) 持分法適用の関連法人等 一社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 一社

(4) 持分法非適用の関連法人等 一社

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

　　連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

　　3月末日 5社

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

　　連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

　　のれん及び負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、のれん及び負ののれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に全額償却しております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については連結会計年度末日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 5年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で資産査定部署より独立した資産監査部署で監査を行い、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（2,710百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金の預金者の払戻請求による支払に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

9. 債務保証損失引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等が行っている債務保証について、主たる債務者の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

10. その他の引当金の計上基準

その他の引当金のうち、連結される子会社及び子法人等が行っているクレジット業務に係る交換可能ポイントについて、過去1年間のポイント回収率に基づいて算出した額を計上しております。また、連結される子会社及び子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を合理的に見積もった額及び一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備えるため合理的に見積もった額をそれぞれ計上しております。

11. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

12. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

連結される子会社及び子法人等は、デリバティブ取引を行っておりません。

14. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は326百万円、「その他負債」中のリース債務は330百万円増加し、資金調達費用は8百万円増加、営業経費は4百万円減少、経常損失は3百万円増加、税金等調整前当期純損失は3百万円増加しております。

追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額を時価としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合と比べて、「有価証券」が910百万円増加、「その他有価証券評価差額金」が910百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,885百万円、延滞債権額は12,972百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税等施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は19百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,131百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は24,008百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,897百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 31,804百万円

担保資産に対応する債務

借入金 20百万円

コールマネー 30,400百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券51,216百万円を差入れております。

また、その他の資産のうち保証金は429百万円あります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、146,131百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が102,532百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行なった年月日 平成11年9月30日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。

同法律第10条に定める再評価を行なった事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,276百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 7,370百万円

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,800百万円が含まれております。

11. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,397百万円であります。

13. 1株当たりの純資産額 230円78銭

14. 当行の取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債権総額 19百万円

15. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、ソフトウェア等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 取得原価相当額

有形固定資産	1,769百万円
無形固定資産	241百万円
合計	2,010百万円

(2) 減価償却累計額相当額

有形固定資産	894百万円
無形固定資産	123百万円
合計	1,017百万円

(3) 期末残高相当額

有形固定資産	874百万円
無形固定資産	117百万円
合計	992百万円

(4) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	349百万円
1年超	703百万円
合計	1,053百万円

(5) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	500百万円
減価償却費相当額	448百万円
支払利息相当額	49百万円

(6) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(7) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

16. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 7,060 百万円
年金資産 (時価)	2,872
未積立退職給付債務	△ 4,187
会計基準変更時差異の未処理額	1,084
未認識数理計算上の差異	2,096
未認識過去勤務債務 (債務の減額)	△ 456
連結貸借対照表計上額の純額	△ 1,463
前払年金費用	—
退職給付引当金	△ 1,463

17. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率 (国内基準) 8.89%

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、株式等償却 6,310 百万円、株式等売却損 1,432 百万円、債権売却損 414 百万円及び債務保証損失引当金繰入 334 百万円を含んでおります。

2. 1 株当たり当期純損失金額 62 円 05 銭

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコーマ・ペーパー及び信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	155	△ 0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
社債	385	655	270	270	—
その他	2,000	1,914	△ 85	—	85
合計	2,385	2,570	185	270	85

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	11,039	8,777	△ 2,261	59	2,321
債券	85,587	85,766	178	502	323
国債	56,832	57,204	371	483	111
地方債	21,572	21,409	△ 163	4	167
社債	7,182	7,153	△ 29	14	44
その他	48,215	40,606	△ 7,608	51	7,660
合計	144,842	135,151	△ 9,691	612	10,304

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は10,373百万円（うちその他7,354百万円、株式3,018百万円）であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断する基準は、株式については個々の銘柄の当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額並びにそれ以外については当連結会計年度末日における時価が、取得原価に比較して50%以上下落した場合は全て実施し、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

（追加情報）

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額を時価としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合と比べて、「有価証券」が910百万円増加、「その他有価証券評価差額金」が910百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
該当ありません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	132,569	1,444	1,939

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
新株予約権付社債	19
事業債	9,327
非上場株式	11,229
その他（匿名組合出資金等）	2,803
買入金銭債権	27

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	9,374	43,154	30,230	12,740
国債	8,012	20,281	16,169	12,740
地方債	530	10,978	9,900	—
社債	832	11,893	4,160	—
その他	1,490	2,582	3,694	20,289
合計	10,865	45,736	33,924	33,029

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	964	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成21年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年3月31日現在）

該当ありません。

(ストック・オプション)

旧商法第 280 条ノ 19 第 1 項に基づく新株予約権方式のストック・オプションに関する事項は、次のとおりであります。

1. スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成 12 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 9 名 当行執行役員 11 名 当行従業員及び嘱託 877 名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 2,691,000 株
付与日	平成 12 年 10 月 1 日
権利確定条件	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。
権利行使期間	自 平成 14 年 7 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及び変動状況

① スtock・オプションの数

	平成 12 年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前事業年度末	2,586,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	3,000
未行使残	2,583,000

(注) スtock・オプション数については株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成 12 年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	500
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (円)	—

(関連当事者との取引)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第 11 号平成 18 年 10 月 17 日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 13 号平成 18 年 10 月 17 日)を適用しております。この結果、従来の開示対象範囲に加え、重要な子会社の役員及びその近親者を開示対象に追加しております。

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(重要な後発事象)

当行は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、当行と株式会社北都銀行(以下「北都銀行」という)の株主総会における承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本年 10 月 1 日をもって、当行の普通株式 1 株に対して共同持株会社(フィデアホールディングス株式会社)の普通株式 1 株を、北都銀行の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 0.15 株を、北都銀行の A 種優先株式 1 株に対して共同持株会社の A 種優先株式 0.15 株をそれぞれ割当て交付することを決議いたしました。

また、同日付けで、株式移転に関する「株式移転計画書」を作成し、両行の経営統合に関する「経営統合に関する協定書」を締結いたしました。